

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から51年3月まで

元夫によると、昭和42年10月に、社会保険事務所（当時）で、元夫が、自身と私の国民年金加入手続を行ったとのことである。

国民年金保険料の納付については、元夫に任せており詳しくは分からないが、当時は夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、申立期間の未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月15日に、申立人の元夫と連番で払い出されており、申立期間のうち48年1月から51年3月までについては、申立人の元夫の国民年金保険料は現年度納付されている。

また、申立人及び申立人の元夫共に国民年金保険料が納付済みとなっている昭和51年4月から57年9月までの期間における納付状況をみると、納付日は不明であるものの、共に現年度納付されている上、市の申立人及び申立人の元夫に係る国民年金被保険者名簿の納付記録にも大きな差異は認められないことから、申立人及び申立人の元夫の納付行為は基本的に同一であった可能性がうかがわれ、このことを前提にすると、申立期間のうち48年1月から51年3月までについては、申立人の保険料についても納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年12月15日の時点では、申立期間のうち42年10月から45年9月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、前述の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち昭和 45 年 10 月から 47 年 12 月までは、過年度納付及び現年度納付することが可能であるが、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していないとしている上、申立人の元夫に聴取したところ、保険料をさかのぼってまとめて納付したことはないとしているほか、当該期間の保険料が過年度納付及び現年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、上記のとおり、申立人及び申立人の元夫の納付行為は基本的に同一であった可能性がうかがわれるところ、申立期間のうち昭和 42 年 10 月から 47 年 12 月までについては、申立人の元夫も未納となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 877

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月及び同年12月

義父母が、それまで納付していなかった自分たちの国民年金保険料をさかのぼって納付したことを契機として、昭和48年11月ごろ、私たち夫婦も国民年金に加入した。この時、申立期間の保険料について、自治会長が集金に来たので支払ったことを記憶しており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の義父母が国民年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付したことを契機として、昭和48年11月ごろ、申立人の夫とともに国民年金に加入したと供述しているところ、申立人の義父母には、その国民年金手帳記号番号の払出日及び保険料の納付状況等から、共に第1回特例納付により保険料を納付している期間があると考えられる上、申立人の記号番号は同年11月に夫婦連番で払い出されていることから、申立人の供述と一致しており、申立内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「48.11から希望」と記載されていることから、申立人には、昭和48年11月以降の国民年金保険料について納付する意思があったことがうかがわれる上、申立期間以降の納付状況などを踏まえると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 7 月まで

昭和 56 年 7 月に A 市に転入し、57 年 6 月までは私が金融機関に国民年金保険料を納付していたが、その後、自宅に集金人が訪れ、母親に、「今後は集金に来るので、金融機関で納付しないでください。」と言って帰った。それ以降、同市を転出する 59 年 7 月までは、3 か月に 1 度、その集金人が集金に来たので、母親が保険料を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 7 月に A 市に転入後、57 年 6 月までは金融機関で国民年金保険料を納付していたが、同年 7 月ごろ、自宅に集金人が訪れたことを契機として、保険料の納付方法を集金に変更したと供述しているところ、申立人が所持する領収書から、申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は、それぞれ同年 2 月 19 日及び同年 6 月 28 日に、A 市指定金融機関で現年度納付されていることが確認できる上、申立期間当時、A 市においては、専任徴収員が存在し、保険料を集金により納付することが可能であったことから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

また、申立人には、20 歳到達以降、申立期間直前まで国民年金保険料に未納は無い上、申立人が昭和 56 年 6 月まで居住していた町の国民年金被保険者名簿の検認記録欄及び上記領収書の記載から、申立人は、基本的に保険料を現年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間直前まで継続して保険料を納付しておきながら、申立期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月

私たち夫婦の国民年金保険料は、妻が、支所に出向くか、集金により納付していた。申立期間について、私の国民年金手帳には国民年金の加入月とされていた形跡が有り、この月だけ納付しなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の保険料を納付していたとするその妻についても、国民年金制度発足時の昭和36年4月以降60歳に到達する時期まで未納は無いことから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和45年2月28日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、同年3月1日に国民年金被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得年月日欄には、当初、同年2月29日を資格取得日としたものを、後に同年3月1日に訂正した形跡が確認できる上、A町が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、同様に、資格取得年月日が同年2月29日から同年3月1日に訂正されていることから、当該訂正が行われるまでは、申立期間は国民年金の加入期間として取り扱われていたものと推認できる。

加えて、申立期間前後における、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立人の昭和45年3月及びその妻の同年1月から同年3月までの期間の保険料は、共に同年4月10日に納付されており、その時点で申立期間は現年度納付が可能であり、申立期間前後の納付状況などを勘案すると、申立期間の保険料についても併せて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 880

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月及び同年2月

母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても、昭和40年3月に就職するまで支払ってくれていた。申立期間直前の39年12月まで支払っているのだから、申立期間についても支払っているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和36年1月から同年3月にかけて払い出されたとみられ、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立人は、上記国民年金手帳記号番号により、昭和36年4月から申立期間直前の39年12月まで継続して国民年金保険料を納付していることが、申立人が所持している国民年金手帳の検認記録から確認できることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとするその母親の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間が短期間であることなどを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、上記国民年金手帳をみると、申立人の国民年金被保険者資格喪失年月日が昭和40年3月10日から36年10月12日に訂正されていること、及び同年10月から39年12月までの検認記録欄に「還付」の押印が有ることが確認できるところ、これは、申立人の36年10月12日から39年12月29日までの厚生年金保険被保険者期間とほぼ一致していることから、当初40年3月10日に国民年金被保険者資格を喪失したものを、後に当該厚生年金保険被保険者期間に合わせて喪失年月日を36年10月12日に訂正し、このため当該

厚生年金保険被保険者期間に係る国民年金保険料について還付処理が行われたものと考えられる（昭和 39 年 12 月の保険料については、平成 19 年 12 月に納付済期間として訂正済み）が、その時点では、申立期間の保険料として充当することができた可能性も考えられるものの、そうした形跡も見受けられないことから、還付処理が行われた時点では、申立期間の保険料は納付済みであったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和39年3月の結婚後、A町に住み始めた。その時に、さかのぼって国民年金保険料を支払うことができることを知り、夫と共に国民年金に加入し、さかのぼって納付した。私が所持している年金手帳にも、35年10月1日からの記録が記載されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月にその夫と連番で払い出されていることから、申立人及びその夫の国民年金の加入手続は、同年10月に行われたものと考えられ、その時点で、申立期間のうち39年7月から41年3月までの国民年金保険料は過年度納付により納付することとなるところ、当該期間のうち40年4月から41年3月までについて、その夫は42年1月から同年9月にかけて過年度納付により納付していることが、その夫に係るA町の国民年金被保険者名簿から確認できる。

また、申立人は、申立期間当時は、申立人とその夫の国民年金保険料は一緒に納付していたとしているところ、申立期間直後の昭和41年4月から申立人が厚生年金保険に加入する45年3月までの期間のうち、納付日が確認できる期間についての納付日は同一である上、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることを踏まえると、申立人及びその夫の納付行為は基本的に一緒であったものと考えられ、申立期間のうち、その夫が過年度納付をしている40年4月から41年3月までについて、あえて申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間のうち昭和36年4月から40年3月までについては、申立

人の夫も未納となっている上、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間のうち 36 年 4 月から 39 年 6 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、当該期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和 39 年の婚姻時であるとしているが、上記のとおり、申立人の加入手続は 41 年 10 月に行われたものと考えられる上、遡及^{そきゆう}して納付した期間等についても明確に記憶していないことなどから、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧^{あいまい}であるとみられるほか、申立人は、所持している年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」が 35 年 10 月 1 日となっているとも主張しているが、当該日付は、保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までについて、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 882

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間を含む昭和 43 年 9 月から 44 年 12 月までの期間については、母親が私の国民年金保険料を納めてくれていた。国民年金手帳に検認印が押されている期間と領収書が保管されている期間については納付済みとして記録の訂正がされたが、母親が申立期間だけ納付をしなかったとは考え難い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間である。

また、申立人が所持している国民年金手帳の発行日及び申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から判断して、申立人の国民年金の加入手続は昭和 43 年 12 月に行われたものと考えられ、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であった。

さらに、申立人は、上記の国民年金手帳記号番号により、^{そきゅう}遡及して国民年金被保険者資格を取得した昭和 43 年 9 月から申立期間直前の 44 年 5 月までの国民年金保険料を納付している上、申立期間当時、申立人に転居等生活環境の変化も無かったと考えられることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 43 年 9 月から 44 年 12 月までの期間については国民年金の未加入期間とされていたが、申立期間直前の 43 年 9 月から 44 年 5 月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す国民年金手帳を所持していたこと等により、当該期間は平成 19 年 3 月に納付済期間に訂正されており、行政側の記録管理が必ずしも適切であったとはいえない状況もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 9 月 19 日から 59 年 1 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 58 年 9 月 19 日、資格喪失日を 59 年 1 月 21 日とし、当該期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 19 日から 59 年 2 月 1 日まで

私は昭和 58 年 9 月 19 日から 59 年 1 月末まで A 社に勤務し、10 月の給与から保険料が控除されていたことを覚えている。健康保険被保険者証が交付されないため、その件について事業所に何度も尋ねたが返答が無く、59 年 1 月末で退職した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している辞令簿、従業員名簿及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 58 年 9 月 19 日付けで同社に採用され、59 年 1 月 20 日に退職していることが確認できる。

また、A 社が保管している辞令簿に記載されている昭和 58 年 9 月 1 日から同年 9 月 28 日までの期間に入社した 7 人のうち、申立人を除く 6 人はいずれも採用時に厚生年金保険に加入している。

さらに、A 社が保管している従業員名簿に記載されている昭和 58 年 9 月 5 日から同年 11 月 4 日までの期間に入社した 15 人のうち、パートである旨の表示がなされた 6 人及び入社の日翌日に退職した者（同社辞令簿にも氏名が記載されていない）1 人を除く 8 人のうち、申立人を除く 7 人については、いずれも入社時に厚生年金保険に加入している。

加えて、申立期間当時にA社で社会保険事務を担当していた者は「正社員はすべて社会保険、雇用保険に加入させており、たとえ手続が遅れたとしても保険料は控除されていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 58 年 9 月 19 日から 59 年 1 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社が保管している辞令簿に記載された申立人の給与額及び当時の事務担当者から聴取した資格取得時の標準給与額の算出方法から計算した額に相当する、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 9 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日までの期間については、A社が保管している辞令簿、従業員名簿及び申立人の雇用保険の加入記録により、同年 1 月 20 日に退職していることが確認できる上、同社に照会したものの、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和 59 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が昭和 59 年 1 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないことから、59 年 1 月 21 日から同年 2 月 1 日までは厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和54年11月から55年9月までは22万円、同年10月から56年9月までは30万円、同年10月から57年9月までは34万円、同年10月から58年10月までは38万円、同年11月から59年9月までは41万円、同年10月から同年12月までは34万円、60年1月から同年9月までは41万円及び同年10月から62年9月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月1日から平成元年12月1日まで
送付されたねんきん定期便と私が保管している給与支給明細書とを比較したところ、相違しているところが多くみられたので、給与支給明細書に記載された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び前後の給与支給

明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 54 年 11 月から 55 年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 56 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 57 年 9 月までは 34 万円、同年 10 月から 58 年 10 月までは 38 万円、同年 11 月から 59 年 9 月までは 41 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 34 万円、60 年 1 月から同年 9 月までは 41 万円及び同年 10 月から 62 年 9 月までは 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間のうち訂正対象となる期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月の標準報酬月額については、給与支給明細書の提出は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

また、昭和 62 年 10 月から平成元年 5 月まで、同年 9 月及び同年 10 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることが確認できる。

さらに、平成元年 6 月から同年 8 月まで及び同年 11 月の標準報酬月額については、給与支給明細書の提出は無いものの、オンライン記録の標準報酬月額は当時の最高額に該当している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

A社の事業主は、申立人が主張する申立期間のうち、昭和45年2月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年6月1日まで

私は、昭和44年4月からB社で働いた。同社を退職後、45年5月末までC社で働いた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の事業所の所在地及び業務内容に関する供述から、申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

また、C社の元役員に照会したところ、同社とほぼ同じ業務内容の関連会社としてD社があったとの回答を得た。

さらに、D社の閉鎖登記簿謄本を確認したところ、当該事業所の申立期間当時の代表取締役は申立人の供述と一致している上、同事業所の商号は申立期間及びその前後において、A社又はE社であったことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、整理番号*番で申立人と生年月日及び氏名の一部が異なる者の記録があり、同記録は、昭和45年2月17日資格取得、同年4月26日資格喪失となっている上、基礎年金番号に統合されておらず、該当者不明の記録となっている。

また、オンライン記録により、生年月日が昭和26年1月1日から同年12

月 31 日までの期間で申立人の氏名を検索したところ、該当者は申立人と上記の生年月日の者のみとなっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時に A 社において厚生年金保険の被保険者であった複数の同僚に照会したところ、「A 社で年金記録のある期間は、C 社で運転手の仕事をしていたと記憶している。」「C 社の下請け会社で勤務していた期間と A 社で年金記録のある期間は一致している。」との回答があった。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、A 社において申立人が昭和 45 年 2 月 17 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 45 年 2 月 17 日から同年 4 月 26 日までの標準報酬月額については、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

一方、B 社については、当該事業所の申立期間当時の事業主は、申立人の供述どおり氏名が一致することから、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、B 社の元事業主に申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、B 社において厚生年金保険の資格を取得した同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の被保険者資格の取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

さらに、B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に資格取得している者は一人のみで、申立人の被保険者原票は無い。

このほか、申立人の申立期間のうち昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月 17 日までの期間及び同年 4 月 26 日から同年 6 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 44 年 4 月から 45 年 2 月 17 日までの期間及び同年 4 月 26 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を44万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(44万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を56万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(56万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を58万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(58万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を67万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(67万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を51万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月20日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間における標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額(51万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出していないこと、また、当該給与に係る厚生年金保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 1190

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和55年11月から56年3月までは17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月1日から57年1月16日まで

私は、昭和52年9月5日から57年1月16日までA社に勤務していた。勤務期間において給料が下がったことは無かったが、年金記録において55年11月から標準報酬月額が大幅に下がっている。毎年昇給していたため、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）の記録では、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和55年10月までは17万円、同年11月から56年9月までは14万2,000円と記録されている。

しかし、当該事業所が社会保険事務手を委託していた社会保険労務士事務所から提出された社会保険関係台帳によると、申立人の昭和55年11月から56年3月までに係る標準報酬月額が、56年4月に17万円から14万2,000円に改定されていることが確認できる。

また、上記台帳に記載されている同僚15人に係る標準報酬月額の決定又は改定の金額及び時期について調査したところ、オンライン記録と全て一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の標準報酬月額について昭和56年4月から14万2,000円とする旨の届出を行ったことが推認され、申立人の申立期間のうち、55年11月から56年3月までに係る標準報酬月額は、社会保険労務士事務所から提出された社会保険関係台帳により、17万円に訂正することが必要である。

一方、上記台帳において、申立期間のうち、昭和56年4月から同年9月までは14万2,000円、同年10月から同年12月までは16万円と記載されてお

り、申立人に係る A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額及びオンライン記録と一致している。

このほか、当該期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から50年3月まで

申立期間当時は、両親が経営する会社で働いていた。当時、会社の経理を担当していた母親が、私の国民年金保険料を納付し、その金額分を私の給料から引いておいたと言っていた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとするその母親は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、その両親が経営する会社で働き始めた昭和49年2月から50年12月に婚姻するまでの期間はその母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、同年12月に払い出されたとみられ、その時点では申立期間は過年度納付によらなければ保険料を納付できない期間である上、申立人は、その母親から保険料を遡^{そきゅう}及して納付したと聞いたことはないとしているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、婚姻後の昭和50年12月23日に、上記の国民年金手帳記号番号により婚姻前の期間である同年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を遡^{そきゅう}及納付したことを示す領収書を所持していることから、婚姻するまでその母親が保険料を納付してくれていたとする供述に不合理な点が

みられる上、上記の記号番号が、その妻と連番で払い出されていることや、その妻も、連番で払い出された記号番号により同年4月から同年12月までの期間の保険料を遡及納付^{そきゆう}していること等を勘案すると、申立人及びその妻は、同年12月に婚姻を契機として国民年金の加入手続を行い、その時点で現年度納付が可能な同年4月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人と同様に、その両親が経営する会社に勤務していたとする申立人の兄に聴取したところ、「昭和44年5月ごろから両親が経営する会社で働き始め、結婚を契機として47年4月からは自身で国民年金保険料を納付するようになったが、それまでは母親が代わりに納付してくれていた。」と供述しているが、その兄も、昭和44年5月から47年3月までの期間について、46年4月から同年6月までの3か月を除き未納となっている上、その兄の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、47年1月から同年3月ごろに払い出されたとみられ、前述の3か月の納付済み期間及び47年4月以降の国民年金加入期間共に、当該記号番号により納付されているほか、その兄についても、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 884

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

申立期間は申請免除期間であったが、市役所の支所でさかのぼって国民年金保険料を納付し、領収書を数年間保管していたことを覚えている。

平成15年に送られてきた国民年金追納勧奨状に、申立期間についての記載が無いことから、申立期間の保険料は納付したものと確信している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期及び納付金額等についての具体的な記憶も無い。

また、申立人は、申立期間は申請免除期間であったため、国民年金保険料を遡及して納付したとしていることから、追納に係る申立てと考えられるところ、申立人は、追納した時期について、明確に記憶していないながらも平成14年以前であるとしているが、オンライン記録によると、申立期間前の7年2月から8年3月までの期間についても申請免除期間となっており、制度上、保険料の追納を行うに当たっては、先に経過した月の分から順次行うものとされている上、保険料の追納に係る納付時効は10年であるため、申立人が申立期間の追納を行ったとする時点においては、7年2月から8年3月までの期間についても追納可能であったことから、申立人は、まず当該期間に係る保険料から追納しなければならず、申立期間についてのみ納付したとする供述に不合理な点がみられる。

さらに、申立人は、平成15年12月11日付けの国民年金追納勧奨状に申立期間についての記載が無いため、当該勧奨状を申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける資料であるとしているが、当時、追納勧奨状は、時

効により追納の機会を逸することを防ぐため、保険料免除期間が9年目及び10年目となる期間を有する者に対して作成するよう通知（「国民年金保険料の追納期限経過直前の期間を有する者に対する追納勧奨の実施について（平成3年12月12日付け庁文発第3217号）」）が出されていた上、当該勧奨状を作成した社会保険事務所（当時）においても、「当時、上記の通知に基づき追納勧奨状を作成していたと考えられる上、社会保険事務局（当時）からも、平成6年度の免除者に対し追納勧奨状を送付するよう通知が出されていたため、申立人についても、これらの通知に基づき追納勧奨状が作成されたものとみられる。また、当該勧奨状を作成した平成15年12月の時点で、平成7年度の免除期間についても、9年目直前であったことから、併せて追納勧奨したものと考えられる。」としていることなどを踏まえると、当該勧奨状に申立期間についての記載が無いことに不自然さは無く、当該勧奨状が申立期間の保険料納付を裏付ける資料であるとは言い難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月から 60 年 3 月まで

昭和 53 年 5 月に会社を退職後、国民年金に加入した。申立期間当時は飲食店を自営していたが、住民登録は両親の元から異動させておらず、公的な支払いはすべて母親がしてくれていた。なぜ、申立期間の約 6 年間で未納となっているのか分からない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月 30 日に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人の母親は、申立人の保険料を遡及して納付したことは無いとしているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期について明確に記憶しておらず、「国民年金の加入手続のために市役所に出向いたことはなく、何か通知が送られてきたのだと思う。」としているところ、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、「60 年 9 月 30 日作成 新規 もれ」、「職権 60. 9. 30 母・電話」などの記載が有ることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月に職権により払い出されたものであることが確認でき、加入手続のために市役所に出向いていないとする申立人の母親の供述と一致する上、同市においては、それ以前に申立人が国民年金に加入していた形跡が無かったことがうかがわれる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から54年4月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、母親が、市の集金人に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料もその集金人に支払ってくれていた。当時の年金手帳は、別の市に転居した際に、社会保険事務所（当時）で回収されてしまったが、その年金手帳には3年分くらいの領収書が貼られていたことを覚えているので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間について、申立人自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親に聴取しても、申立人の加入手続きを行った時期について、明確に記憶していないながらも、申立人が昭和54年3月に大学を卒業して以降だと思っており、申立内容と一致しない点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年度に、申立期間当時申立人が居住していた市と同じ市において職権により払い出されたものであることから、同市においては、それ以前に申立人が国民年金に加入していた形跡が無かったことがわかる上、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間はすべて時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間当時、申立人及びその母親の国民年金保険料の集金を行

っていたとする集金人は高齢等のため聴取に応ずることができないものの、その家族に聴取したところ、「当該集金人は、国民年金保険料の集金は市役所から渡された名簿により行っていた。」としており、前述のとおり、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた形跡は無いことから、申立人が保険料の集金対象者となっていたとは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 887

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの期間、平成2年8月から同年12月までの期間、4年10月、5年2月から同年4月までの期間、6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から48年3月まで
② 平成2年8月から同年12月まで
③ 平成4年10月
④ 平成5年2月から同年4月まで
⑤ 平成6年2月及び同年3月

申立期間①については、母親が、組合の集金人に私の国民年金保険料を納付してくれていた。母親は、しばらく私の国民年金の加入手続をせずに保険料だけを支払っていたと思う。

申立期間②から⑤までについては、厚生年金保険に加入していない期間であるが、いずれの期間についても、私が市役所に出向き国民年金の資格取得手続を行い、保険料は市役所窓口や金融機関で納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①について、申立人は、しばらく国民年金の加入手続をせずに国民年金保険料を納付していたと述べており、不自然である上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親も他界しているため、保険料納付等の状況が不明である。

さらに、申立人及び申立人の兄共に、「申立期間①当時、地区の組合の集金人が1か月ごとに国民年金保険料を集金し、その後農協に納付していた。

母親が申立人を含む家族の保険料を集金人に支払っていた。」としているが、申立人は、申立期間①直後の昭和48年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を49年2月に、48年7月から49年3月までの期間の保険料を48年10月に、それぞれ農協とは異なる金融機関において納付したことを示す領収書を所持していることから、申立人及び申立人の兄の供述に不合理な点が見られる上、当該領収書に記載されている国民年金手帳記号番号は同年9月に払い出されていることや、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことなどを踏まえると、申立人は、同年9月に国民年金に加入し、その時点で市において保険料を納付することが可能であった現年度分から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間②から⑤は、厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であるが、オンライン記録によると、当該期間はいずれも平成10年4月に国民年金の加入期間として追加されたものであり、このことを前提にすると、同年4月に加入記録が追加されるまでは、当該期間は未加入期間である上、加入記録が追加された時点では、当該期間はすべて時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

その上、申立期間②から⑤について、申立人は、その都度、市役所に国民年金被保険者資格の得喪手続に出向いていたとしているが、手続の際に国民年金手帳を提出したことは無いとしている上、記載した届書等についての具体的な記憶も無く、当該期間に係る得喪手続の状況が不明であるほか、当該期間は4回に及び、特に申立期間③から⑤までの期間は近接しており、これだけの回数の事務処理を行政が続けて誤ることは考え難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月、同年 5 月及び同年 11 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、現年度納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 57 年 11 月から 61 年 3 月まで

昭和 59 年 6 月ごろ、母親が国民年金の加入手続を役場で行い、同年 10 月に、可能な限りさかのぼって国民年金保険料を支払うため過年度納付をした。62 年 4 月から、姉が、それまで母親が私の分と一緒に支払っていた保険料を自身で支払うことになり、私は 63 年ごろから自身で保険料を支払うこととなった。申立期間①及び②のうち 57 年 11 月から 60 年 6 月までの期間が未納となっていることは納得できない。

また、母親は、私の国民年金保険料を 6 か月ごとに集金により納付していたにもかかわらず、記録では昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料を 62 年 10 月に過年度納付したとされており、納付記録がおかしいので、申立期間②のうち 60 年 7 月から 61 年 3 月までについて、過年度納付の記録を現年度納付の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②のうち昭和 57 年 11 月から 60 年 6 月までの期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、昭和 59 年 6 月ごろに、申立人の母親が申立人の国民

年金加入手続を行い、同年 10 月に、遡^{そきゅう}及して納付可能な期間について過年度納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 3 月に申立人の姉と連番で払い出されており、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、当該手帳記号番号の払い出された同年 3 月までは、申立期間は未加入期間であったと考えられる上、申立人の姉についても、申立人は、同年 3 月より前から国民年金に加入していたと主張しているものの、申立人と同時に国民年金手帳記号番号が払い出された同年 3 月まで別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 62 年 3 月の時点では、申立期間のうち 59 年 12 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人及びその姉の保険料の納付状況をみると、61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の保険料については、両者共にそれぞれ 62 年 3 月及び同年 10 月に、同年 3 月に払い出された国民年金手帳記号番号により遡^{そきゅう}及納付されており、61 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料の納付日は、申立人が所持している領収書と一致していることから、申立人及びその姉は共に 62 年 3 月に国民年金に加入し、同月から保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、現在所持しているオレンジ色及び青色の年金手帳のほかに、その母親から受け取ったとする黄土色の国民年金手帳を所持していたと主張しているが、仮に、申立人の主張どおり、申立人の母親が昭和 59 年 6 月に申立人の国民年金加入手続を行った場合であっても、既に年金手帳は国民年金と厚生年金保険共通のオレンジ色のものが交付されていた時期であり、申立人の主張には、不合理な点が見受けられる。

このほか、申立期間①及び②のうち昭和 57 年 11 月から 60 年 6 月までの期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②のうち昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までについて、オンライン記録では 62 年 10 月 29 日に過年度納付した記録となっているところ、申立人は、59 年 6 月以降はその母親が国民年金保険料を現年度納付していることから、当該期間に係るオンライン記録について、現年度納付期間として記録を訂正してほしいと主張しているが、前述のとおり、申立人は、62 年 3 月に国民年金に加入したものと考えられることから、当該期間については過年度納付によらなければ納付できない期間である上、A 村の申立人の国民年金被保険者名簿においても、当該期間について同年 10 月 29 日に納付した旨記載されており、オンライン記録と一致していることや、62 年 10 月の時点では 60 年 7 月の保険料が時効到来直前であったことなどを踏まえると、62 年 10 月に 60 年 7 月から 61 年 3 月までについて過年度納付したとする記録に不自然

な点はみられない。

また、申立期間②のうち昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までについて、申立人の母親が国民年金保険料を現年度納付していたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②のうち昭和 57 年 11 月から 60 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたこと、並びに申立期間②のうち同年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付していたことを認めることはできない。

三重国民年金 事案 889

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から43年9月まで

昭和43年9月にA市B町に引っ越した際、市の支所の職員から、国民年金に未加入であることを指摘されたので、夫婦で加入した。併せて、20歳からの未納分を納めておけば、将来満額の年金を受け取ることができると説明を受けたので、妻がまとまった金額の保険料を納めた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとするその妻に聴取したところ、昭和43年9月にA市B町に転居した際に夫婦の加入手続を行ったとしているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、同年1月に連番で払い出されており、申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳（旧台帳）の住所欄には、同市B町に転居する以前に居住していた住所地在記載され、変更後の住所欄に同市B町が記載されていることや、当該旧台帳の国民年金手帳交付年月日欄に「43. 1. 5」と押印されていることから判断すると、申立人及びその妻の加入手続は、同年1月ごろ、同市B町に転居する以前に居住していた住所地において行われたものと考えられ、申立内容と一致しない点がみられる上、申立人の妻は、遡及^{そきゆう}納付した金額についても明確に記憶していないなど、申立期間当時の記憶は曖昧^{あいまい}である。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和43年1月の時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いほか、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、49年9月に第

2回特例納付の催告を行った記録があるが、申立期間について特例納付された形跡は無い上、申立人の妻も、その時点で申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 890

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 9 月に会社が倒産したが、すぐには国民年金に加入しなければならぬことが思い浮かばず、61 年 4 月になって、市の窓口で加入手続をした。その時に、「今ならさかのぼって納付できるので、納付していない期間を無くしたほうが良い。」と言われたため、月遅れではあったが申立期間について全額納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月 2 日に払い出されており、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿に「61. 4. 30」の押印が有ることから、申立人の国民年金の加入手続は同年 4 月ごろに行われたものと考えられるところ、オンライン記録、当該被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳のいずれも、申立人の国民年金被保険者資格の取得年月日は同年 4 月 1 日となっていることから、加入手続の時点で同年 4 月 1 日を資格取得年月日としたものとみられ、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続後、すぐには納付せず、数か月してから遡及納付したとしているところ、申立人の保険料の納付状況をみると、申立期間直後の昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの保険料について、時効到来直前の 63 年 7 月 30 日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、当該期間に係る遡及納付を、申立期間の納付と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 891

第1 委員会の結論

申立人の平成17年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月及び同年11月

平成17年10月に当時勤務していた会社を退職後、2週間以内に、A市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その後、納付書が送られてきたので、郵便局かコンビニエンスストアで支払いをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は厚生年金保険加入期間に挟まれた期間であるが、申立人は、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに国民年金保険料の納付方法等の具体的な記憶も無く、納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間に係る納付書が送付されてきたとしているが、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間となっており、未加入期間について、誤って納付書が発行されることは考え難い。

加えて、A市に照会したところ、申立期間について、申立人が国民健康保険に加入していた形跡も無い上、ほかに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和37年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付記録が確認されているのに、それ以前の36年4月から37年3月までが未納となっているのは納得できない。

当時は、公務関係の書類で氏名の読み方や漢字を間違えて記載されたこともあったので、その点についても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、自身が国民年金に加入していたこと自体も明確に覚えておらず、申立期間の保険料についても、納付するなら役場しかないとするが具体的な記憶は無いとするなど、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であり、加入手続及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の元妻と連番で払い出されていることや、申立期間当時申立人が居住していた市の申立人及びその元妻に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄から、申立人及びその元妻の昭和37年度の国民年金保険料が共に38年1月31日に納付されていることが確認できることから判断すると、申立人及びその元妻の納付行為は基本的に同一であったと考えられるが、申立期間については、その元妻も未納となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から49年3月まで

申立期間について、当時は学生をしており、国民年金には加入していなかったが、昭和50年4月に、A市の実家に居住していた母親が、国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、市役所で私と私の妹の加入手続を行うとともに、20歳からの分をさかのぼって全額納付した。申立期間が未加入期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を行ったとする申立人の母親は、昭和50年4月に、申立人及びその妹の国民年金の加入手続を行い、それぞれ20歳まで遡^{そきゅう}及して保険料を納付したとしていることから、第2回特例納付に係る申立てであると考えられるところ、申立人の妹は、その国民年金手帳記号番号の払出日及び申立人が所持しているその妹に係る保険料の領収書から、同年4月にA市で国民年金の加入手続を行い、遡^{そきゅう}及して国民年金被保険者資格を取得した46年9月から50年3月までの期間について、第2回特例納付等により、保険料をすべて納付していることが確認できる。

しかしながら、国民年金の加入手続は住民登録を有する市町村でなければ行うことができないところ、戸籍の附票によると、昭和50年4月の時点で、申立人の妹はA市に住民登録を有しているが、申立人はB市に住民登録を有していることが確認でき、A市において申立人の国民年金の加入手続を行うことはできない上、申立人の国民年金手帳記号番号は54年4月に任意加入により払い出されているが、申立期間についても、申立人は学生であったことから任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点から遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することはできず、申立期間は未加入期間となっているほか、申立期

間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立人及びその母親共に、申立人が 20 歳に到達した昭和 44 年*月から厚生年金保険に加入する 49 年 3 月までの国民年金保険料を遡及納付したとしているが、申立人の母親に聴取しても、加入手続時に申立人の厚生年金保険加入状況についてやり取りをした記憶は無い上、申立人とその妹とでは納付対象期間が異なるため必要となる保険料額も異なってくるが、申立人及びその妹それぞれに係る納付金額についても覚えていないとしており、申立期間の保険料納付に係る具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 60 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 60 年 9 月まで

A社を退社後、厚生年金保険の受給要件を満たすため1年間ほど厚生年金保険を任意継続していた。その後、亡くなった妻が、老後のために思い、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納めてきたはずであるため、申立期間が未加入期間となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人に聴取しても、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付について、すべてその妻に任せていたとしており、具体的な供述を得ることはできない上、それらを行ったとするその妻も他界しているため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 6 月に払い出されているが、申立人は、36 年 3 月 22 日から 56 年 3 月 1 日まで厚生年金保険に加入しており（任意継続被保険者期間を含む。）、厚生年金保険被保険者期間が 20 年となることから、その時点で老齢年金の受給資格を有している。このため、申立期間を含む 61 年 3 月以前の期間については国民年金の任意加入対象期間となり（制度改正により、昭和 61 年 4 月以降は被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者についても国民年金は強制加入となった。）、任意加入対象期間については遡及して国民年金被保険者資格を取得することはできず、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年12月から19年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月から19年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、平成18年12月ごろ、社会保険庁（当時）から半年分の納付書を送ってもらい、コンビニエンスストアで納付した。この時の領収書は確定申告の際に添付し、税務署へ提出した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、「平成18年12月ごろに納付し、その領収書は確定申告の際に提出した。」としているが、申立人の平成18年分の所得税の確定申告書及び同年分の所得税の修正申告書を確認しても、控除されている社会保険の種類は国民健康保険のみである上、申立期間に係る国民年金保険料の領収書も添付されておらず、申立期間の保険料納付の事実について確認できない。

また、申立人の平成17年分及び19年分から21年分までの所得税の確定申告書においても、社会保険料控除欄に国民年金が記載されているのは19年分のみである上、その記載金額についても、同年3月及び同年4月に納付した17年2月、19年4月及び同年5月の国民年金保険料額と一致していることから、申立期間に係る保険料の領収書を確定申告の際に提出したとする申立人の供述に不合理な点がみられる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 896 (事案 751 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間については、年金記録の訂正は必要でない旨の通知を受けたが、昭和 42 年 10 月から自営業を始めた後、しばらくして市の職員から国民年金の説明を受け、未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて支払い、その際、職員に「これで一般の人と同額の年金が受け取れます。」と言われたことは間違いないので、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦は共に、昭和 50 年 12 月 29 日に、申立人は 40 年 4 月から 50 年 3 月までを第 2 回特例納付及び過年度納付により、申立人の夫は 48 年 4 月から 50 年 3 月までを過年度納付により、遡^{そきゅう}及納付していることが確認できる^{ところ}、申立人が納付したとする金額は申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違している上、申立人は遡^{そきゅう}及納付したのは 1 回だけであるとしていることから、当該期間について納付した保険料を申立期間の保険料と錯誤している可能性も考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したことは間違いないため、再調査してほしいと主張しているが、再度、申立人に聴取しても、遡^{そきゅう}及納付した時期や納付金額等について具体的な供述を得ることはできなかったことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 897 (事案 750 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間については、年金記録の訂正は必要でない旨の通知を受けたが、昭和 42 年 10 月から自営業を始めた後、しばらくして市の職員から国民年金の説明を受け、妻が未納となっていた夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて支払い、その際、職員に「これで一般の人と同額の年金が受け取れます。」と言われたことは間違いないので、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦は共に、昭和 50 年 12 月 29 日に、申立人は 48 年 4 月から 50 年 3 月までを過年度納付により、申立人の妻は 40 年 4 月から 50 年 3 月までを第 2 回特例納付及び過年度納付により、遡及納付していることが確認できるところ、申立人の妻が納付したとする金額は申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違している上、申立人の妻は遡及納付したのは 1 回だけであるとしていることから、当該期間について納付した保険料を申立期間の保険料と錯誤している可能性も考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したことは間違いないため、再調査してほしいと主張しているが、再度、申立人の妻に聴取しても、遡及納付した時期や納付金額等について具体的な供述を得ることはできなかったことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 898

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から45年3月まで
申立期間当時は学校に通っていて、自分自身には収入が無かったので、父親が私の国民年金保険料を納付していた。毎月、支払うべき書類が届くと、父親が組の集まりに保険料を持参して集金してもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとするその父親は高齢等のため聴取に応ずることができないことから、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年1月に払い出されており、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び申立人が所持している国民年金手帳共に、国民年金被保険者資格の取得年月日が46年9月25日と記載されていることから、申立人は、加入手続の際に同年9月25日まで遡及して被保険者資格を取得したものとみられ、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の母親及び申立人の弟に聴取しても、申立期間当時、その父親が、税金や国民年金保険料等を組の集金により納付していたことは記憶しているものの、申立人に係る保険料を納付していたかについて具体的な供述を得ることはできなかった上、申立人は、「支払うべき書類が届くと、父親が組の集金により支払っていた。」としており、前述のとおり、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた形跡は無いことから、申立人が保険

料の集金対象者となっていたとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 899

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から61年3月まで
母親の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料は自分で納めていた。
実家と市役所は近かったため、結婚後も、実家に行った時などに市役所で保険料を納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間は婚姻後の期間であり、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金には任意加入となり、申立人は、昭和57年11月の時点で任意加入の喪失手続を行った記憶は無いと主張しているが、申立人が所持している年金手帳によると、国民年金の被保険者でなくなった日として「昭和57年11月10日」と記載されている上、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿においても、資格喪失年月日の欄に「57. 11. 10 本人申出により」と記載されており、同年11月10日に申出により資格喪失したことが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、ほかに申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1191 (事案 172 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険。以下同じ。）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 10 日から 19 年 4 月 1 日まで

前回の申立てについては、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けた。しかし、私は、昭和 18 年 1 月 10 日に A 社に入社し、19 年 3 月 31 日に退職するまで仕事は工場 B を作るという現業だった。申立期間が未加入とされているのは納得いかないので再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、申立期間を昭和 18 年 1 月 10 日から 19 年 4 月 30 日までの期間について申し立てしているところ、i) A 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の役員の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況について、関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) 社会保険事務所（当時）が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立期間当時、事務職であった旨の記録があり、申立人が A 社で事務職として勤務していたと事業主が届け出たことが確認できることから、制度上、厚生年金保険に加入することができないこと、iii) A 社を管轄する社会保険事務所で保管している同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿は、火災により一部を消失しているが、消失を免れた部分において、申立人及び申立人が記憶している同僚 5 名の厚生年金保険加入記録を確認できない上、同名簿で 19 年 5 月から同年 12 月までの間に資格取得した同僚のうち、連絡先が確認できた 3 名に照会したところ、申立てに係る事実を確認できる供述等は得られなかったこと等を理由として既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 23 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知

が行われている。

申立人は、今回、申立期間を変更し、仕事は工場でBを作る現業だったと主張しているため、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名があり、連絡先が判明した複数の同僚に照会したところ、申立人が同社に勤務していた旨の供述は得られたものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、これらの同僚の一人から、「申立人は学校を卒業しているので、生産の責任者のような仕事をしていた。」との供述があった上、申立人自身も、「学校を卒業後、A社に入社し、工員ではなく社員として採用され、1年後に月給45円になった。」と供述していることから、労働者年金保険の被保険者でなかったことが推認できる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1192

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 6 月 1 日から 29 年 1 月 1 日
② 昭和 30 年 1 月 1 日から 32 年 2 月 1 日

申立期間①については、A社（現在は、B社）で、申立期間②については、C社でそれぞれ勤務していたのに、社会保険事務所（当時）の「両社での厚生年金保険の加入記録は見当たりません。」という回答は納得できないので、確実な調査をお願いしたい。そして、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「正社員であれば、履歴書が残っている可能性があるが、当社の保管する資料に申立人の在籍を証明する記録は無い。」と回答している。

また、A社において申立期間①に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人のことを記憶しておらず、そのうちの一人は、「入社して1年ほど見習期間があり、その期間は給与ではなく小遣いをもらっており、厚生年金保険にも加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和24年8月10日資格取得）から*番（昭和29年3月22日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、C社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚及び当時の役員の供述から、勤務時期は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、これらの同僚のうち一人は、「申立人は臨時の職員として勤務していたので、社会保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、当該事業所の元役員は、「当社は昭和34年に廃業しており、当時の資料は災害で流出したため、申立人に係る資料も残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立期間②について、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和29年11月18日資格取得）から*番（昭和32年4月1日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年12月31日まで
② 平成6年11月15日から8年11月1日まで

申立期間①について、大学を卒業し、昭和32年4月1日にA社本社に入社した。初任給は1万7,800円であり、この給料から厚生年金保険料を控除されていたはずである。同年12月31日に退職するまで勤務していたにもかかわらず、年金記録が無いのは納得できない。

申立期間②について、平成4年よりB社を経営し、社会保険事務所（当時）の指導の下、厚生年金保険料を納付してきたにもかかわらず、厚生年金保険加入期間に空白があり納得できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚（申立人の記憶している同僚を含む。）の供述から、申立人が同期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の複数の同僚から「申立人を知っているが、いつまで勤務していたかは覚えていない。試用期間が6か月あり、入社したのは昭和32年4月だが、厚生年金保険に加入したのは同年10月からである。」との供述を得た上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、これらの同僚の資格取得日が同年10月1日であることが確認できる。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、A社に照会したところ、「当時の記録が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、商業登記簿謄本によるとB社は平成3年3月27日に設立され、8年6月1日に商法等の一部を改正する法律（平成2年法律第64号）附則第19条第1項の規定（有限会社が最低資本金に達しない場合の措置等）により解散した後、同年9月5日に新たに設立されており、両社ともに申立人が代表取締役であったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、B社は平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、同年11月1日に再度適用事業所となっており、申立期間のうち、同年4月1日から同年10月31日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人及びB社で厚生年金保険に加入していた同僚から「厚生年金保険の事務は申立人がしていた。」との供述があり、当該同僚のオンライン記録を調査したところ、同社が適用事業所でなくなった平成8年4月1日に被保険者資格を喪失し、新たに適用事業所となった同年11月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人が被保険者資格を喪失した平成6年11月15日に、申立人及び被扶養者分の健康保険証が回収されていることが確認できる。その後、申立人は、8年11月1日に被保険者資格を取得しており、訂正等の不自然な点はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1194

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 23 日から 43 年 5 月 8 日まで
② 昭和 43 年 5 月 9 日から 46 年 3 月 13 日まで

海外在住の日本人に対して、日本で掛けた年金請求を忘れていないかという記事を見たため、私の記録を年金事務所に調べてもらったところ、すでに脱退手当金として支給されているという回答があったが、支給された当時は既に出国しており脱退手当金は受けていない。調査して、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 46 年 9 月 23 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、出国して以来、日本国の年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 8 月 26 日まで

私は昭和 39 年 2 月 1 日から A 社に勤務していたが、ある日、事業所の名称のみが B 社に変更され、健康保険証も書き換えられたと記憶している。仕事の内容や給与支払額に変更は無かったが、B 社に係る被保険者資格の取得時において標準報酬月額が下がっているため申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社から B 社に事業所の名称が変更した時、給与は下がらなかったが、標準報酬月額は下がっている。」と申し立てしているところ、同僚 3 人は、「給与の額に変更はなかった。」と供述している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間における標準報酬月額がさかのぼって訂正された形跡は認められない上、A 社において厚生年金保険の被保険者であった同僚のうち、申立人と同日に B 社において被保険者資格を取得している同僚（上記同僚を含む。）10 人のうち 7 人が、申立人と同様に標準報酬月額が低額となっていることが確認でき、申立人のみが当該事業所に係る被保険者資格の取得時において低額であるという事情は見当たらない。

また、A 社及び B 社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、いずれの事業所も元役員は他界又は連絡先不明のため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について回答を得ることができなかった。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間について、標準報酬月額が誤りであることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1196

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月ごろから30年6月1日まで

私は、昭和28年にA社B局に入社し、1日8時間、1か月25日勤務し、給与は1万7,000円であったにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の厚生年金保険担当者であったという同僚は、「当社には、準社員期間があり、その期間は厚生年金保険に加入させないという社内規定があった。特にB局に勤務する人は入退社が激しく、事務職に比べて準社員期間が長く、人によって違うが一般的に1年くらいは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者であった複数の同僚も同様の供述をしていることから、同社においては必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、申立人は申立期間当時の同僚の名字しか記憶していないため、本人を特定することはできず、連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社は昭和54年12月2日に解散している上、当時の代表取締役は他界しているため、申立人の申立期間に係る勤

務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1197

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 51 年 12 月まで

私は、昭和 50 年 12 月から 51 年 12 月まで A 社で勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社の代表取締役の供述及び同社から提出された給料元帳により、申立人が A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、B 社として昭和 48 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所となり、50 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後、53 年 2 月 1 日に A 社として新たに厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A 社の事業主に照会したところ、「昭和 50 年 10 月 26 日から 53 年 2 月 1 日までの期間は厚生年金保険に加入していなかったため、資格取得及び資格喪失の届出は行っておらず、保険料の納付について行っていない。」と回答している上、同社から提出された福利厚生費元帳により、同社は昭和 50 年 10 月に社会保険料を納付しており、同年 11 月に係る社会保険料については納付していないことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚の名字しか記憶していないため、本人を特定することはできず、連絡先も不明である上、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 53 年 2 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。